

徳島大学、四国大学、四国大学短期大学部、徳島文理大学、徳島工業短期大学、阿南工業高等専門学校及び徳島県による雇用創出・若者定着についての連携・協力に関する協定書

本協定の締結を証するため、本協定書を7通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

徳島大学、四国大学、四国大学短期大学部、徳島文理大学、徳島工業短期大学、阿南工業高等専門学校及び徳島県（以下「連携機関」という。）は、徳島県内の雇用創出・若者定着を目的とする「徳島元気印イノベーション人材育成プログラム事業」（以下「プログラム」という。）の実施に関する連携・協力を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、連携機関が連携・協力してそれが持つ資源、財産を活用し、徳島県内における雇用創出・若者定着のためのプログラムを通じて地域社会に貢献することを目的とする。

（目標）

第2条 連携機関は、プログラムに関する目標として次の事項を定めるものとする。

- (1) 事業協働地域（徳島県）における高等教育機関の県内就職率を、5年間で10パーセント以上向上させる。
- (2) 前号により増加した県内就職者数のうち10パーセント以上の雇用を、事業協働機関（プログラム参加機関をいう。以下同じ。）に参加する企業等における雇用拡大等から創出する。
- (3) 徳島県を除く連携機関から事業協働機関へのインターンシップ参加者数を、5年間で30パーセント以上向上させる。
- (4) 高等教育機関を除く事業協働機関の事業への満足度が、100パーセントとなるよう努力する。

（成果の検証）

第3条 本事業の終了後、前条の目標に対する成果について検証を行うものとする。

- 2 検証は、各連携機関の代表者に外部からの有識者2名を加えた委員会を組織して行うものとする。
- 3 委員会は、本事業の終了後6月以内に検証結果を取りまとめた報告書を作成し、公表するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から前条の成果の検証に関する報告書公表日の属する年度の末日までとする。

（協定の解釈等）

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、連携機関が協議して定めるものとする。

（協定の改正）

第6条 本協定を改めるときは、連携機関の協議を経て行うものとする。

平成27年12月15日

徳島県徳島市新蔵町2丁目24  
徳島大学 学長

吉川 行

徳島県徳島市応神町古川字戎子野123-1  
四国大学 学長

松重 和美

徳島県徳島市応神町古川字戎子野123-1  
四国大学短期大学部 学長

松重 和美

徳島県徳島市山城町西浜傍示180  
徳島文理大学 学長

桐野 豊

徳島県板野郡板野町犬伏蓮花谷100  
徳島工業短期大学 学長

宮城 勢治

徳島県阿南市見能林町青木265  
阿南工業高等専門学校 校長

寺沢 伸二

徳島県  
徳島県知事

飯泉 義洋